各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

中国産米加工品の輸入時検査の強化について

中国産米加工品については、平成19年1月26日付け食安輸発第0126008号、平成19年2月9日付け食安輸発第0209001号及び平成19年6月28日付け食安輸発第0628001号にて通知した製造業者が製造した中国産米加工品について、輸入の都度、輸入者に対して安全性未審査の遺伝子組換え米の混入にかかる検査の実施を指導するようお願いしているところです。

今般、検疫所におけるモニタリング検査において、新たに安全性未審査の遺伝子組換え米の混入が確認されたことから、今後は下記のとおり検査を実施することとしたので、御了知いただくとともに、平成18年9月15日付け食安輸発第0915001号に基づき、引き続き輸入者に対して安全性未審査の遺伝子組換え食品の輸入防止について指導方お願いします。

なお、平成19年1月26日付け食安輸発第0126008号、平成19年2月9日付け食安輸発第0209001号、平成19年6月28日付け食安輸発第0628001号及び 平成19年4月16日付け事務連絡を廃止します。

記

1. 対象食品

中国産米加工品(米を原料とするもので、米粉、ビーフン等、未加熱又は加熱の程度が低いものとする。)

2. 検査項目及び頻度

輸入の都度、貨物を保留の上、B t タンパク質(CrylAc タンパク質)を発現する組換えDNAに係る検査を実施するよう輸入者に対して指導すること。

3. 検査方法

「安全性未審査の中国産米加工品の検知法について」(平成19年1月26日付け食安監発第0126006号)によること。